

安心して暮らせる県土への
再生に向けた要請書

【平成28年1月】

福島県町村会

会長 加藤 憲 郎

福島県町村議会議長会

会長 佐藤 一 美

安心して暮らせる県土への再生に向けて

本県に未曾有の被害をもたらした大震災・原発事故から間もなく5年が過ぎようとしており、避難指示区域の解除に向けた動きも加速化しているなど、本県の復興・再生も新たな段階に移行しつつあります。

一方、現在も10万人に及ぶ県民が県内外での避難生活を強いられており、さらに原発事故によって飛散した放射性物質の影響は、風評被害を含め、県内のあらゆる分野に及んでいるなど、本県が真の復興・再生を果たすためには、なお多くの課題が山積しております。

特に、放射性物質によって汚染された環境回復のために実施されている除染は、住宅等住環境に対しては進んでいるものの、県民にとって身近な存在である森林については、未だ技術的・実務的な課題解決がされていないなど、県民、特に、森林がより身近な町村部の住人の不安は募っております。

また、帰還困難区域を除き、避難指示区域の早期解除に向けた動きが加速しておりますが、原発事故の発生を受け、旧・警戒区域内で安楽死処分され、一時埋却等された家畜死体の処理が進んでおらず、地域の復興・再生、営農再開の障害となっており、さらに、関係法令の不備を突いたように、県外の汚染牧草が県内に搬入されるという問題も発生しております。

つきましては、森林除染をはじめ、県民が安心して暮らせる県土への再生に向け、次の事項について強く要請いたします。

I. 森林除染について

県土の約7割を森林が占める本県にとって、森林除染の実施は復興・再生を果たすうえで不可欠であるとして、これまで我々町村は森林除染の実施を強く国に要請してきたところであります。

しかしながら、昨年12月開催の環境省・環境回復検討会議において、これまでの実証実験の結果から「森林内の放射性物質が風雨の影響により森林外に流出する量は少なく、生活圏の空間線量への明確な影響は確認されていない」としたうえで、「堆積物の除去を行えば土壌流出を招く」と結論付け、除染は適当でないとの判断を示したところであります。

本県、特に我々町村にとって森林は、都市部に住む方々が思う以上に身近な存在であって、春には“山菜”、秋には“キノコ”といった地域の伝統食文化を支える宝庫であり、また、林業や林産物に携わる者にとっては就労の場であります。

このように我々町村が生活を営むうえで決して切り離すことのできない森林を除染せず、放射性物質に汚染されたまま放置されることは断じて承服することはできません。

また、国は、帰還困難区域を除き、避難指示区域の早期解除を目指しており、避難指示区域の町村でも、除染・インフラ整備等住民帰還へ向けた取組みを講じているところでありますが、身近な存在である森林の大半が、除染されず放射性物質に汚染されたままとなれば、避難者の帰還への意思決定に大きな影響を及ぼすことは否めません。

つきましては、県民の放射性物質への不安解消のため、また、森林を就労の場とする者の安全確保を図るため、次の事項について強く要請いたします。

(1) 森林全体の除染方針と県民への理解促進について

本県の森林を放射性物質から放置することなく、空間線量率のモニタリングや放射線量を低減させるための調査・研究及び実証事業に取組み、県民の不安解消や森林林業の復興・再生につながる森林全体の除染方針について、実効性のある方策の構築に向けた取組みを進めること。

また、本県の森林除染に関する国の方針や取組について、県民への説明責任を十分に果たすこと。

(2) 森林からの放射性物質流出防止対策について

地域の実情に応じた具体的施策を速やかに構築するとともに、放射性物質流出防止対策の実施に向けたロードマップを早急に示すこと。また、施策の展開に必要な財源を国が措置すること。

(3) 森林の再生対策について

放射性物質対策と森林整備を一体的に行う森林の再生には、長い年月を要することから、継続的な財源の確保を図ること。

また、避難指示区域内における森林の再生に向けた対策を早急に示すとともに、林内作業者の安全確保のための被ばく対策マニュアルを早急に作成し、広く周知すること。

II. 旧・警戒区域内の家畜死体の処理について

東日本大震災とそれに続く東京電力福島第一原子力発電所事故によって、原発から20km圏内の住民は避難を余儀なくされたところであり、特に20km圏内の家畜に対しては、原子力災害対策本部長から福島県知事への指示によって、安楽死処分が実施されたところでありま

す。避難の混乱の中、処分された家畜死体は、一時埋却及び放置されたまま現在に至っており、これまでも住民の帰還をはじめとする被災地域の復興・再生・営農再開の支障となることから、国の責任においてすべて処理するよう、要請してきたところではありますが、実施されない状況が続いております。

家畜の安楽死措置は、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の指示により、畜産農家が断腸の思いで受け入れたわけであるので、死体の処理も含め、そのすべてについて国は責任を持つべきであります。

つきましては、国の責任において一時埋却及び放置されたすべての家畜死体を早急に処理するよう強く要請いたします。

Ⅲ. 暫定許容量を超過した汚染牧草の搬入問題について

他県の暫定許容量を超過した汚染牧草が、県内の牧場に搬入される問題が発生し、県においては汚染牧草の搬入中止を指導するとともに、関係法令上の取扱いを明確にするよう国に対し要請しているところですが、未だ有効な対策が取られておりません。

今回の問題は、現行関係法令上、違法ではないとされ、地方自治体自らが、放射性物質汚染によって処分に困っていた汚染牧草を処理する目的で搬入していることにあり、このまま法的整理がなされなければ、他県の地方自治体で処分できず保管されたままとなっている汚染廃棄物を県内に搬入する前例となりかねなく、本県にとっては由々しき問題であります。

つきましては、汚染牧草は、原子力災害に伴う新たな概念の廃棄物であることから、今後、県内に持ち込まれることのないよう、関係法令の整理を行うとともに、汚染牧草を保管する関係自治体に対し、適切な対応を取るよう、国が指導するよう強く要請いたします。